

随意契約理由書

件名	魚崎ポンプ場 3号沈砂池機械がきスクリーン補修
契約の相手方	株式会社 日立プラントサービス 関西支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>今回補修を行う沈砂池機械がきスクリーンは、魚崎ポンプ場に流入した下水から木片や空缶等の異物を除去するための設備である。</p> <p>魚崎ポンプ場は合流ポンプ場であり、雨水以外に汚水も日常的に流入するため、各設備ともに水に接する部位が腐食しやすい。この中で3号沈砂池機械がきスクリーンにおいては、運用開始から22年経過しており、主要部品に著しい腐食が生じている状態にある。</p> <p>本補修は、長期間の運転により腐食した3号沈砂池機械がきスクリーンの主要部品の取替を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>本補修を行うにあたり、随意契約の相手方を選定した理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・今回補修を行う沈砂池機械がきスクリーンは、日立機電工業(株)(現在は(株)日立製作所と合併)により設計・製造・据付され、本補修を行うためには製造会社しか知りえない技術資料及び総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社しか履行することができない。・製造会社である日立機電工業(株)(現在は(株)日立製作所と合併)は、その補修等について、上記業者に業務移管されているため、本補修は上記事業者しか履行することができない。 <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 東水環境センター 施設課 施設係 (電話番号 078-451-0678)